

## 第2回吹二留守家庭児童育成室運營業務委託に係る運營業務委託説明会 要旨

### 【開催日時】

令和4年3月18日（金） 午後7時～午後8時30分

### 【市出席者】

堀 地域教育部次長、岡本 放課後子ども育成室参事、山根 同参事、  
山下 同主幹、黒木 同主査

### 1 【運營業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

まず、第1回目の説明会でも説明させていただきましたが、簡単に育成室の運営を民間委託する目的から説明させていただきます。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であるため、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、委託育成室では、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性については、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、様々に取り組んでいるものの、欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運營業務委託による効果は、12か所の育成室の運營業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、40人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、令和5年度以降、毎年2か所の育成室の運營業務委託を進め、令和8年度まで概ね8か所の運營業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、まず、指導員の確保については先程御説明させていただきましたとおりです。

続いて、社会的ニーズへの対応として、延長保育時間については午後7時までとなります。また、令和4年度に運営事業者を募集する予定の吹二育成室においては、長期休業期間中は、午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例として、昼食提供等、英語レッスンやそろばん教室などが行われており、これらの取組はサービスの向上に繋がっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば何が変わるかということについて、実施主体は、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営を実施してまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行い、金額や支払方法に変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、支払は保護者と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

続いて、どのように事業者を選定するのかについて、選定を行うのは、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、5名以内で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内で、参画をお願いしています。選任については、来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただきます。

続いて、公募につきましては、令和4年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

ここまでの、前回の説明会で説明させていただいた内容で、ここからは、募集要領（案）、仕様書（案）について説明させていただきます。

まず、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務受託事業者共通募集要領（案）について説明させていただきます。参加（応募）資格要件について、応募できる事業者としては、保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。

次に、打合せ、緊急体制としては、現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件と

しています。また、応募しようとする事業者には当該育成室を事前に見学し、実際の保育環境や児童の様子を確認した上で、応募していただくことを考えています。見学につきましては、5月中旬を予定しています。

次に、引継保育に係る補助金について、従来は事業者と委託契約を締結した上で、およそ2か月前から引継ぎを開始し、委託料で引継ぎに係る費用を支払っていました。今まで民間委託してきた育成室の保護者の方々や事業者からも引継期間はもう少し長い方が良いとの意見もあり、今回から、運營業務委託のスケジュール全体を見直し、引継ぎに係る期間を最大6か月とすることで、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分け、その期間は連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。直営の指導員と合同で保育を行い、直接児童と触れ合うことを通して、より綿密で入念な引継ぎを受けることができます。加えて、これまでの20日以上かつ80時間以上という要件に加えて、要配慮児童の保育を中心に、4月から円滑に運営する上で必要となる引継ぎの実績に応じ、事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定の職員については、十分な引継ぎを受けていただきたいと思います。

続いて、運營業務受託に係る連携協定（案）について、令和5年4月までは決定した事業者とは委託契約関係にありませんので、契約書ではなく、この連携協定を交わすことで市と事業者で取決めを定めておくものです。内容につきましては、これまで仕様書に記載していた引継保育に関する事と、保護者との打合せに関することをそのまま記載します。また、募集要領（案）に記載している引継保育に関する事項もそのまま記載します。更に、保護者との打合せに関しては、3月までに保護者と全体の懇談会や個人懇談を開催することや、入室説明会を開催することを記載する予定です。なお、下段に記載のとおり、事業者がこの協定内容を履行しない場合は、委託契約予定事業者として決定した事項を取り消すものとしているため、事業者には確実にこの協定の内容に則った引継ぎや保護者との打合せを行っていただく必要があります。

次に事業者の選定に係る評価項目と基準（案）について説明させていただきます。

一次審査は書類審査としています。公募に参加した事業者から提出された事業実施計画書を評価項目と基準に基づいて評価、得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の事業者が一次審査通過事業者となります。二次審査については、一次審査を通過した事業者が事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともに、ヒアリングを行います。その上で、選定委員が評価項目とその基準に基づいて、採点いたします。その結果、①出席委員の半数以上が650点以上、②出席委員の採点のうち、最上位と最下位を除外した採点合計の平均が650点以上、③評価項目中、運営方針及び職員体制で、出席委員の半数以上から5段階中2以下の評価がない、④その他の評価項目で、

出席委員の半数以上から5段階中1の評価がない、これら全てを満たす必要があり、その上で、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。

会計状況につきましても、事業者から提出される収支計画書、前年度の収支計算書、損益計算書、貸借対照表などの書類とこれらに関するヒアリング審査を実施し、「採点合計が60点以上」、「各審査基準において、『劣っている』の評価を2つ以上受けていない」の2つの条件を満たす事業者を選定します。

最終的に、この事業実施に関する審査と会計状況に関する審査の両方において条件を満たした事業者を最優秀提案者に決定いたします。

続いて、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託共通仕様書（案）について説明させていただきます。

指導員の配置につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた配置を求めており、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、そのうちの1人以外は補助員に代えることができます。これは直営育成室と同様の基準としており、それに加えて、担任のうち1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育所等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。

なお、放課後児童支援員とは、保育士や教員の資格がある人で、都道府県が行う研修を修了した人です。また、保育士などの資格がなくても、一定の条件を満たせば、研修を受講することができ、放課後児童支援員になることもできます。

次の主任指導員について、育成室を円滑に運営する上で連絡体制を明らかにしておくため、主任指導員を1人配置することとしています。この主任指導員は、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

次に業務内容につきまして、留守家庭児童育成室に勤務する指導員等は、「放課後児童クラブ運営指針」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」の内容と現場の状況をしっかり確認、理解した上で業務に当たっていただくことが大前提となります。その上で仕様書（案）に記載の児童の健康管理や適切な遊びの指摘などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」を行っていただくこととなります。

おやつに関しましては、事業者が提供するに当たり、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルギーの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費について、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告など、各項目について具体的に記載しています。

最後に、今後のスケジュール（案）につきまして説明させていただきます。

現在開会中の、令和4年2月吹田市議会定例会において、令和4年度当初予算が可決されれば速やかに事務手続を進め、事業者選定等委員会の開催、事業者公募へと進

めていきます。また、募集要領（案）及び共通仕様書（案）につきましては、4月中旬実施予定の事業者選定等委員会を経て内容が確定するものですが、事前にいただいた保護者の方々からの貴重な御意見を踏まえ、今後加筆修正するなどして委員会に諮問したいと考えています。

スケジュールは御覧のとおり、早ければ7月中旬頃には事業者を決定し、保護者の皆様にお知らせしたいと考えています。その後、保護者懇談会にて受託事業者の紹介をさせていただき、10月頃から引継保育を始める予定としています。令和5年2月から3月頃には、受託事業者の指導員と保護者の方及び児童の三者での面談を行い、4月から事業者による運營業務を開始予定としています。

保護者の皆様に影響のあるスケジュールとして、5月中旬に応募事業者による育成室の見学を予定しています。また、特別委員となられた保護者の方には委員会に出席していただきます。7月以降、受託事業者が決まり次第、在籍児童の保護者の皆様にまずは通知をもってお知らせします。その後、保護者の皆様と受託事業者が直接お話しできる機会として保護者懇談会を開催します。また、2月から受託事業者による個人面談を行ってまいりますので、御協力よろしく申し上げます。

## 2【事前質問への回答】

まず一つ目、今までの引継方法は、運営委託開始前に2か月程度実施していました。また、業務委託契約の期間につきましては、引継ぎに係る2か月間と、4月からの運營業務委託を合わせて契約期間としていました。これを今回、業務委託までのスケジュールそのものを大幅に見直し、委託事業者の選定を早めることにより、引継期間を、6か月程度確保することとしました。引継ぎにつきましては、事業者の事情や現場の状況を踏まえ、年間の保育スケジュールや各種行事ごと、育成室での生活に関わる基本的な事柄及び入室児童について引継ぎを行うこととしています。引継期間が最大6か月間と長期間とすることで、今までも行っている文書による事務引継に加えて、実際の保育を指導員と一緒にを行い、児童一人ひとりの様子を丁寧に確認しながら関係性を構築してもらうことをねらいとしています。

二つ目、引継ぎを受けた事業者の指導員が、運營業務委託開始後も吹二育成室に残ることを選定の条件に含めることができるのかという点については、入室している児童とその保護者の方々の負担を軽減することは非常に重要であるため、引継保育に関する連携協定の中に、4月から配置予定の指導員を引継ぎに従事させる旨を記載する予定としています。

三つ目、補助金要領を事前に確認したいということですが、要領案が定まりましたら、保護者の皆様に周知させていただき、4月下旬予定の公募の際に、本市ホームページに掲載する予定ですので、そちらを御覧いただければと思っています。

四つ目、選定方法で最上位と最下位の点数を除くように変更した理由として、一昨

年度の選定委員会で、委員1名の極めて偏った採点が審査全体に影響を及ぼす事案が生じたことで、より公平公正な審査方法に見直すよう求める提言を受けています。市としてはこの提言を受け止めて、フィギュアスケートなどの採点でも採用されているトリム平均という方式を用いることで、極端に高い採点や低い採点を除外して評価する方法を導入しようとするものです。

五つ目、保護者会の活動について、民間になれば改善されるのか、委託が完了した他の育成室の例と併せて教えてほしいという質問です。

現在委託している育成室では、教材費などの徴収を事業者が行うことで、保護者の負担が軽減されたという声を聞いています。また、業務委託をきっかけに保護者会を解散した育成室もあれば、事業者と保護者の方々との協議により、教材費などの徴収を事業者が行い、保護者会活動の一部を担うことで、保護者の負担を軽減しながら運営業務委託開始前と同様の活動を継続しているところもございます。

六つ目、すでに業務委託している育成室における指導員の勤務年数については、実務経験年数の確認が取れた範囲で説明させていただきます。令和3年12月時点では、主任指導員及び週5日勤務の正規職員の平均経験年数が最も長い育成室では16.8年、最も短い育成室では3.5年となっています。また、現在業務委託している育成室の主任指導員は、全員委託開始当初から勤務しています。

ここまでが事前質問に対する回答となります。

### 3【質疑応答】

保護者：共通仕様書には、1年生から4年生の児童を対象とするとあり、対象学年を6年生まで拡大する可能性がある」と記載がありますが、最初にいただいた資料では、民間委託する目的は6年生までを対象とするというのが目的と書いています。なぜ仕様書では対象児童は6年生までとなっていないのか。次に、開室時間について、土曜保育の実施が毎月第4土曜日となっていますが、毎週土曜日にできないのか、更に曜日によって8時からあるいは8時半から開室としている場合がありますが、何か違う理由はあるのでしょうか。

吹田市：対象となる児童について、あくまで最終的な目的は、6年生までを受け入れることとしていますが、まずは待機児童を解消するために、4年生までの受入れに専念していきたいと考えています。ただ、待機児童の解消、もしくは直営の指導員の欠員解消ができれば、随時、学年の拡大というのは考えていますので、このように表記しています。

次に、なぜ毎週土曜日に育成室を開室できないのかについては、現状でも土曜日の利用率は低い数字で推移しており、利用率と指導員の欠員状況との兼ね合いで、月1回の実施としています。

一日保育中の開室開始時間が8時と8時半からでどういった違いがあるのかについては、8時開室については、学校の長期休業期間中を8時からとし、第4土曜日や学校の代休日については、8時半からとしています。

保護者：第4土曜日の利用率が少ないのは、おそらく第4土曜日に限っているからだと思います。シフト勤務で、もし第4土曜日だけでなければ、利用させていただく土曜日も増えてくるであろうと思います。それから、学校の長期休業期間中に限り8時から開室ということですが、特別支援学校の代休日や土曜日に関しても、仕事している方もいると思うので、全ての開室日を8時開室にすることは難しいのでしょうか。

吹田市：毎年実施している保護者アンケートの中でも、土曜保育を毎週実施してほしいという声や、長期休業期間中の8時開室について御要望をいただいております。ただ、先ほど説明させていただいたように、指導員が不足している状況であり、第4土曜日の開室はモデル事業として実施しているもので、他市においても毎週土曜日に実施していない市もあります。サービス拡充に努めてはいますが、まずは指導員の確保と長期休業期間中の8時開室を目指して進めているところです。8時開室に関しては、現在の8時半開室では学校の登校の時間と異なるため、保護者の負担になっていると認識しています。就労支援の観点から、是正したいと考えていますので、令和3年度から一部の事業者で指導員体制が整い実施可能な育成室から御協力いただき、4育成室で始めたところです。民間委託を概ね8か所進めていくことをきっかけに、委託の公募要件として今後委託する育成室は学校の長期休業期間中の開室開始時間を8時としています。代休日なども早めることができないかということですが、まずは平日の学校の登校時間に合わせたいと考えています。現在はモデル事業での実施であり、保育料に関しては据置きとしていますが、利用状況の調査を行い、ニーズ量を踏まえて、対象者を絞って実施していくのか、保育料を徴収して実施していくのかを本格実施に向けて検討しているところです。

保護者：吹二育成室に関しては今から委託されるということで、例えば、保護者会でアンケートをとり、半数以上が8時からの開室を希望するとか、毎週土曜日の開室を希望するとなると、仕様書の内容を変更していただける可能性はあるのか、それとも、全体の共通仕様書なので、育成室ごとには変更できないのですか。

吹田市：実施主体は市になりますので、市としては基本的に市内すべての育成室で同じような条件でサービスを提供する必要がございますので、共通仕様書に沿った運営をしていただくということになります。吹二育成室については、委託になれば指導員確保もできて、そういったサービスを実施できるかもしれない

いですが、現在は市として、全体的に公平なサービスを提供するという観点から、同等のサービスを提供するというように考えています。

保護者：特別委員のことで、お聞きしたいことがあります。保護者として、事業者の選定に携わったことはありませんので、特別委員になって事業者を選定していくときに、どのように事業者の選定をしていけば良いのか、不安に思っています。募集要領の採点基準を見ると、直営育成室の標準的な運営状況の評価を普通としてとらえると書いてあるので、標準的な運営を基準にして相対的に事業者の様子を採点していくような流れになると思っています。これを踏まえて二つ聞きたいのですが、一つ目は、もしそういう形で相対的に比較して点数を付けていくのであれば、ここよりも前に書いてあるそれぞれの評価項目については、すべての項目でその標準的な運営の状況というのがどういうものを指しているのかを理解した上でないと、比較して点数を付けることが難しいと思いますので、それぞれの項目について、その標準的な運営状況の評価がどういうものなのかを資料として示していただきたいです。二つ目は、その標準的な運営状況という標準とはどういうふうにして決められているのか、教えていただきたいです。

吹田市：審査基準につきましては、審査の視点に着目していただいて採点していただくこととなりますが、基準はどこなのかということについては、仕様書の業務実施に関する基本的な事項として、放課後児童クラブ運営指針、放課後児童クラブ運営指針解説書の内容を十分に理解した上で業務に当たることとしています。ここに具体的な保育の内容などが記載されていますので、こちらが一定の基準になると考えています。ただ、保護者の方がその基準をどの程度知っているのかということになりますので、特別委員として推薦された方に対しては、改めて個別に説明等はさせていただきます。

保護者：文章から数値化するのはすごい難しく思いますので、丁寧な説明をしていただきたいと思います。

保護者：特別委員については、いつ頃までに推薦すれば良いかスケジュールはありますか。

吹田市：4月の下旬から1か月かけて公募し、その公募が終了してから一次審査、二次審査と進めていきますので、5月中には特別委員を決めていただくこととなります。5月頃に、保護者会長を通じて、特別委員の推薦を依頼するスケジュールで考えています。

保護者：参加資格要件について、反社会的勢力等や犯罪歴のある方はどのように調べられるのか。例えば、法人の代表者や役員者の犯罪歴も見ているのか、そうだとすると、警察と連携したデータベースで見ているのか、それとも吹田市独自の蓄積したデータで確認されたりはするのでしょうか。



吹田市：吹田市として、暴力団及び暴力団密接関係者とは契約を締結しないこととなりますので、事業者から暴力団及び暴力団密接関係者ではないという誓約書を提出してもらった上で契約を締結しています。代表者の犯罪歴などは、吹田市としても、契約上では確認できないので、そこに関しては調べることはできません。

保護者：指導員の配置等について、本業務の性質上、未成年者に対する性犯罪歴のある者は配置しないとありますが、保護者としては、未成年に限らず性犯罪歴があった時点で嫌だと思いますが、これは変えることはできますでしょうか。

吹田市：市としては、未成年者への性犯罪歴の有無というところが一定の指標だと考えていますので、そのことに関しては明記したいと考えていますが、それ以上は法的に困難と考えています。

保護者：選定等委員会について、何名以内と記載がありますが、何人から構成されるものでしょうか。以内ということはゼロでも良いということですか。

吹田市：基本5名以内ということになっています。これに加えて特別委員が2名以内です。市としては多角的な視点から評価していただきたいと考えていますので、5名を委嘱したいと考えており、これまでも5名の委員で構成されています。特別委員は、保護者の皆様の視点でより良い事業者を選定したいということで2名以内としていますが、必ずしも2名を推薦してくださいという意味ではございません。

保護者：1人の点数の重み、負担や責任を感じて採点すると思います。今回採点方法で変更になった、最上位と最下位の採点を除くという選定方法について、責任を感じながら付けた点数が除かれてしまう可能性があるというのはどうなのかと思います。この選定方法は、もう一度考えていただくことはできないのでしょうか。

選定等委員会から、公正な審査方法を見直してくださいと言われたとのことですが、最終的に、最上位と最下位の採点を除くという選定方法が公正な審査方法になるのかは、選定等委員会に確認するのでしょうか。

吹田市：評価方法の見直しについては、一昨年度の選定等委員会で5名の選定委員全員一致で見直しを提言されたものです。募集要領は選定等委員会で決定されますので、結果的にどう判断されるかは分かりませんが、事務局としてはこの選定方法で提案したいと考えています。

負担や責任などを感じて付けた採点が除外されるのはどうかとの御意見ですが、完全にその評価を無効にしているわけではございません。あくまでも平均の算出方法として除いてはいますが、それ以外で合計点数や最優秀提案者を選定する際には、その点数を考慮しますので、評価が反映されるものと考えています。

保護者：引継期間が最大で6か月程度と明記されていますが、最低は何か月と考えていますか。

吹田市：最低の条件は、20日以上かつ80時間以上と考えています。こちらは従前までの引継期間の条件となっており、最低基準とすることで、更に事業者の方で、要配慮児等の引継ぎが必要と判断されて要請があった場合に、追加で最大6か月の期間で、引継ぎをしていただいたものに対し、補助金として事業者に対し必要経費の支払を考えています。

保護者：10月から引継ぎができれば、6か月確保できると思いますが、スケジュールがずれていった時に、仮に1月から引継保育が開始となり、3か月の引継期間でも、最低基準の20日以上80時間以上を満たしているの、委託するという場合は、保護者等にアンケートを実施していただいて、引継保育を十分にできていることを確認してから委託を開始していただきたいと思います。

吹田市：基準はこれまでどおり20日以上80時間以上となりますが、市としても、しっかりと引継ぎをしてほしいという思いがあるので、最大6か月と明記していますし、補助金に関しましても実績に応じて増額するような形で記載しています。事業者へは、市からも可能な限り丁寧に引継ぎしてほしいということと呼びかけていきます。また、事業者選定の段階で、事業者がどのような引継ぎをしようとしているのか、ヒアリングを通して委員の皆様には事業者の選定をしていただきたいと考えていますし、また、事業者選定後には保護者懇談会を開催しますので、引継ぎの詳細な予定や方針等を保護者の皆様からも事業者を確認していただきたいと思っています。

保護者：1点目、休室日について3月最終の平日を休室日にしている理由を教えてください。2点目、保護者連携等について、紙の連絡帳を想定されていると思いますが、利便性を考えるとインターネットを用いた連絡方法などは御検討いただけるのでしょうか。3点目、募集要領の会計項目の審査基準で、指導員1名当たり年間250万円以上の支払予定があるかと記載がありますが、250万円というのが低すぎるのであれば指導員は集まらないと思いますので、その算定基準を教えてください。4点目、保護者会への関与についてですが、最終的には保護者会の負担をすべて事業者の方で担っていただけるのかお伺いします。

吹田市：1点目については、吹田市内全36育成室で新年度の準備のために、休室しています。2点目については、事業者選定後の事業者との保護者懇談会などで事業者へ要望していただければと思いますが、メールなどをプラスアルファのツールとして、出欠確認や緊急の休み連絡のために導入されている事業者もあります。ただ、連絡帳については、放課後児童クラブ運営指針にも載っていますので、引き続き活用を継続していきたいと考えています。3点目について、

250万円というのは、13時から19時までが留守家庭児童育成室の運営時間単位になっていますので、ここに関しまして直営の平均時間単位や、全国の指導員の平均賃金などを考慮して250万円と設定しており、市として低い設定にはなっていないと考えています。4点目については、事前質問に対する回答でも御説明させていただきましたが、保護者会活動の中の教材費等の徴収については、事業者が行うこととなりますので、負担は軽減されるものと考えています。保護者会は任意の団体となりますので、必要性については、今後、民間委託された場合に保護者会の活動は必要なのか、事業者と協議の上、決めていただければと思います。

保護者：保護者の間でも、保護者会活動に参加したい、参加したくないという意見の違いが出てくるとは思いますが、その場合に市として間に入っていただいて調整していただくべきと考えますがいかがでしょうか。

吹田市：基本的に保護者会は任意団体になりますので、市が関与するものではないと考えています。ただ、保護者会が強制加入になっていることなどで相談を受けることはできると思いますが、今後、保護者会がどのような活動をするのかという点に関しては、保護者会の皆様で考えていただければと思います。

保護者：保護者会が管理している教材費に余剰金が出ていると思っていますが、運営が委託されると、そのお金は市のものになるのか、委託した事業者のものになるのか、方向性を教えてください。

吹田市：保護者会の教材費については、市は管理していません。余剰金についても、それを分配するか、何に使うかというのは保護者会の皆様で考えていただくものと考えています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)